



かごしま 子育て応援企業を 紹介します♪

登録番号	248
登録日	平成26年11月4日



名 称	中越物産株式会社
代表者職名・氏名	代表取締役 川向 博
所 在 地	〒895-0064 薩摩川内市花木町12-24
電 話	0996-22-2719
ホーメンジアドレス	http://www.chuetsu-bussan.jp/
業 種	製造業、運輸業、その他
業 務 概 要	・架台、当板製作及び仕入販売　・造園、造林業　・化学薬品製造販売 ・一般貨物運送業　・通関業　・倉庫業　・紙製品断裁、包装、仕上
行 動 計 画 期 間	令和3年4月1日～令和7年3月31日
行 動 計 画 の 主 な 内 容	<p>目標1) 育児・介護休業法関連の利用促進を図るため、従業員に対する諸制度の周知活動に取り組む。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">令和3年4月～　・育児季語休業法関連の社内規定や諸制度の認知度、また、実際に子育てをしている従業員の要望等に関する調査を行う。 ・調査をもとに、さらなる周知活動や規定内容の改善の検討を行う。 <p>目標2) 年次有給休暇の取得率の向上に取り組む。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">令和3年4月～　・計画的な取得に向けて、引き続き職場安全会議や管理職会議などで周知する。 ・年次有給休暇の取得率の個人差を減らせるよう、業務内容の見直しを検討する。 <p>目標3) 所定外労働時間の削減に取り組む。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">令和3年4月～　・引き続き部署別・個人別の時間外労働を毎月把握し、職場安全会議や管理職会議などで周知する。 ・長時間勤務者に対し、職制を通じて改善の働きかけを行うと同時に、負担の偏りがないか等、業務内容の見直しも検討する。
こんな両立支援に 取り組んでいます	■育児休業制度 <ul style="list-style-type: none">子の看護休暇（小学校就学の始期に達するまでの子）育児のための所定外労働の免除（3歳に満たない子）育児のための時間外労働の制限（小学校就学の始期に達するまでの子）育児のための深夜業の制限（小学校就学の始期に達するまでの子）育児短時間勤務（小学校就学の始期に達するまでの子）

■慶弔休暇制度

- ・配偶者分娩の場合、2日の有給休暇を取得することができる